



平成31年度「遠軽町就学援助制度」のお知らせ

～楽しい『学校生活』を『子どもたち』のために～

遠軽町教育委員会では、平成31年度『就学援助制度』申請のとりまとめを行います。申請を希望する世帯は、下記の事項をご確認のうえ所定の手続きをしてください。

※昨年度に認定を受けた方も、今回、あらたに申請する必要があります！

①『就学援助制度』とは？（制度の目的）

遠軽町内の小・中学校に通学する児童生徒が、充実した学校生活を送るために、「生活保護」または「生活保護と同じ程度に生活が困窮している」と認められた世帯に対し、学用品の購入代や学校給食費など、学校生活に欠かすことのできない経費を援助する制度です。

②『就学援助制度』が対象となる世帯について（認定の「目安」）

（1）要保護者

【生活保護法（教育扶助）の認定を受けている世帯】

（2）準要保護者

【前年度または本年度において、次のいずれかに該当する世帯】

- （ア）生活保護を「停止」または「廃止」された世帯
- （イ）町民税が「非課税」または「減免」されている世帯
- （ウ）個人の事業税の「減免」、固定資産税が「減免」されている世帯
- （エ）国民年金の「掛金の減免」、国民健康保険の「保険税の減免または徴収の猶予」されている世帯
- （オ）児童扶養手当の支給を受けている世帯
- （カ）世帯更正貸付補助金による貸付を受けている世帯

（3）その他

「保護者の経済的理由により、児童生徒の就学が困難であると認められる世帯」

- （ア）保護者の職業が不安定（失業等により収入が減少等）で生活が困難な世帯
- （イ）特別な家庭事情（保護者の長期療養・災害等）により著しく生活が困難であると認められる世帯
- （ウ）その他



※認定基準額のおおよその目安

モデル世帯	認定となるおおよその所得金額
家族4人 父（42歳）母（38歳）子（中学1年）子（小学5年）の場合	3,500,000円
家族3人 父（38歳）母（37歳）子（中学2年）	3,000,000円
家族3人 母（39歳）子（中学1年）子（小学4年）	3,300,000円
家族2人 母（41歳）子（小学6年）	2,500,000円

※家族構成により、認定となる基準が異なります。

給与される内容について

<給与額は参考の金額（年額）です>

新入学児童生徒学用品費

小学校と中学校へ入学する際に必要となる学用品や通学用品を購入するための経費を給与します。

※小・中1年生のみ給与

<給与額の見込み>

(小学) 年額 50,600 円
(中学) 年額 57,400 円

※「要保護者」は対象外

通学用品費(小・中1年生除く)

日常での学校生活で必要となる通学用品(靴、傘、帽子、防寒用手袋など)を購入するための経費を給与します。

<給与額の見込み>

(小学) 年額 2,250 円
(中学) 年額 2,250 円

※「要保護者」は対象外

学用品費(小・中全学年対象)

日常での学校生活で必要となる学用品(カバン、文房具、各種教材など)を購入するための経費を給与します。

<給与額の見込み>

(小学) 年額 11,520 円
(中学) 年額 22,510 円

※「要保護者」は対象外

修学旅行費(実施学年対象)

小学校と中学校で行われる修学旅行の経費を給与します。給与額は学校によって違います。

※実施学年のみ給与

<給与額の見込み>

(小学) 年実費での給与
(中学) 年実費での給与

※「要保護者」も対象

通学費(小・中全学年対象)

交通機関を利用して通学する児童生徒の旅客運賃を給与します。

<給与額の見込み>

(小学) 年実費での給与
(中学) 年実費での給与

※「要保護者」は対象外

学校給食費(小・中全学年対象)

小学校と中学校で提供される給食の食材費を給与します。各学校及び各学年によって違います。

<給与額の見込み>

(小学) 年実費での給与
(中学) 年実費での給与

※「要保護者」は対象外

PTA会費(小・中全学年対象)

小・中学校のPTA活動の経費を給与します。

<給与額の見込み>

(小学) 上限 3,410 円
(中学) 上限 4,220 円

※「要保護者」は対象外

生徒会費(小・中学校全学年対象)

生徒会費等を徴収している学校の児童生徒に経費を給与します。

<給与額の見込み>

(小学) 上限 4,610 円
(中学) 上限 5,550 円

※「要保護者」は対象外

校外活動費(実施学年対象)

学校行事として宿泊を伴わない校外活動に参加するために必要とする交通費及び見学料を給与します。

※小1~4・中1年生のみ給与

<給与額の見込み>

(小学) 年額 1,580 円
(中学) 年額 2,290 円

※「要保護者」は対象外

クラブ活動費(クラブ所属者が対象)

用具購入費または活動を行う児童生徒が負担すべき経費を給与します。

※小学：金管バンド所属者のみ

※中学：部活動所属者のみ

<給与額の見込み>

(小学) 年額 2,730 円
(中学) 年額 29,850 円

※「要保護者」は対象外

体育実技用具費(対象学年あり)

学校でのスキー授業に必要なスキー用具の購入費を給与します。小学1年と4年、中学1年時が給与時の目安となります。

<給与額の見込み>

(小学) 上限 26,240 円
(中学) 上限 37,650 円

※「要保護者」は対象外

※医療費(小・中全学年対象)

学校安全保健法に基づき、就学に支障がある場合に疾病治療(例として虫歯等)の経費を医療機関へ直接お支払します。

<給与額の見込み>

(小学) 実費での給与
(中学) 実費での給与

※「要保護者」も対象

【申請手続きの注意!】 ~楽しい学校生活を「子どもたち」のために~

- ①申請書(兼世帯票)に記載する「世帯構成」は、実際に生活されている家族(祖父母等)全員をご記入ください。『2世帯住宅』や『住宅を別にしている』場合も、『同一住所の場合は扶養責任がある』ため同一世帯として申請が必要になります。
 - ②虚偽の申請を行った場合は、認定の取り消し、又は既に給与された援助費を返納していただきます。
 - ③昨年度に認定を受けた世帯も、今回の申請を希望する場合はあらたに書類の提出が必要です。
 - ④認定により給与を受ける援助費は、学校で必要とする費用に使用してください。目的外使用は禁止です。
 - ⑤認定の可否に関わらず、学校で徴収する経費(教材費など)は、各学校の指示にしたがってください。(援助費は『滞納』に対する経費ではありませんので十分ご理解ください。)
- ※認定前に疾病治療(う歯等)により病院等へ受診される場合は、遠軽町教育委員会へご連絡ください。